

みやこ町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度 の人件費率
平成 25年度	人 21,228	千円 11,435,309	千円 723,775	千円 1,614,160	% 14.12	% 12.45

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

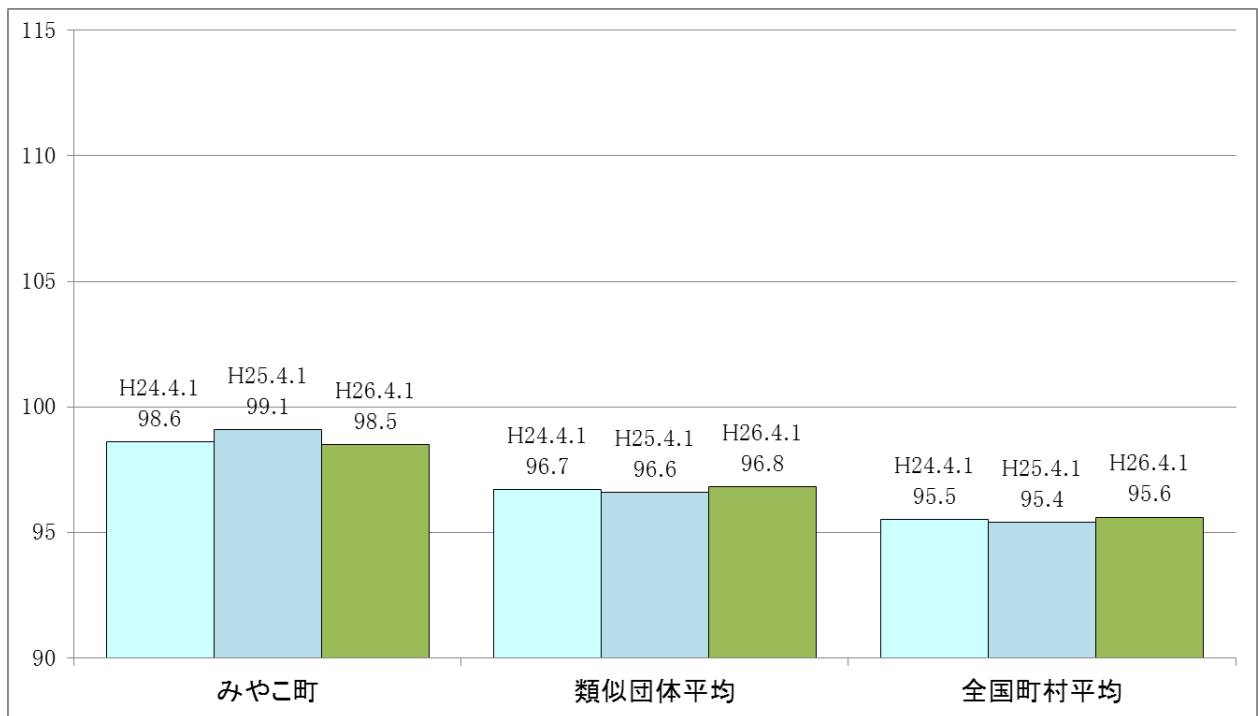
区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類団平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25年度	人 175	千円 651,250	千円 128,121	千円 242,135	千円 1,021,506	千円 5,837	千円 5,601

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）

平成27年4月1日

（内容）

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）

みやこ町において2%を支給。

（実施時期）

平成27年4月1日より実施。

（参考）

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	0%
みやこ町の支給割合	0%	2%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

6級55歳以上の者については、1.5%の給料カットを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
みやこ町	42歳	323,300円	374,184円	348,733円
福岡県	43.2歳	337,166円	424,788円	373,665円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.3歳	316,054円	372,370円	347,095円

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		みやこ町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	166,900円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

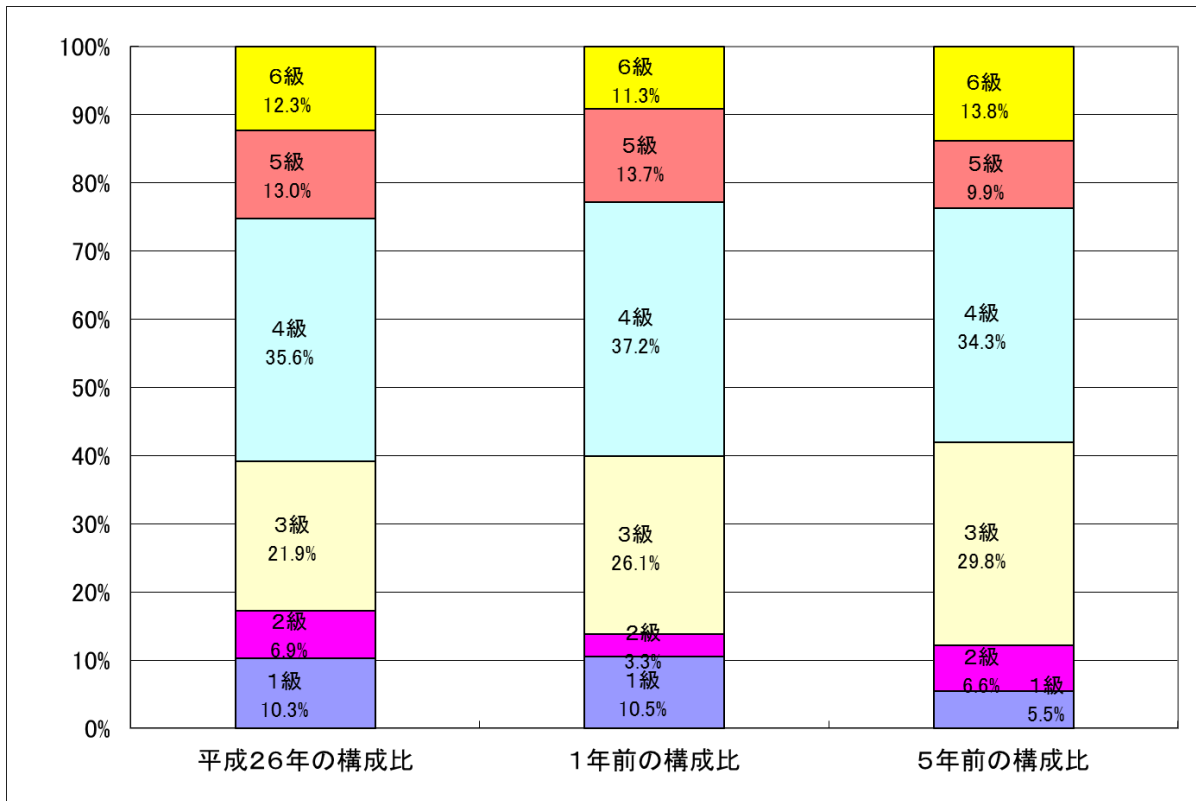
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,200円	330,300円	342,200円	350,900円
	高校卒	212,700円	305,900円	331,700円	343,200円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事の職務	15人	10.3%	135,600円	243,700円
2級	主任の職務	10人	6.9%	185,800円	307,800円
3級	主査の職務	32人	21.9%	222,900円	354,700円
4級	係長・主任主査・主査の 職務	52人	35.6%	261,900円	388,300円
5級	課長・参事 課長補佐・主幹の職務	19人	13.0%	289,200円	400,600円
6級	課長・参事の職務	18人	12.3%	320,600円	422,600円

- (注) 1 みやこ町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成24年4月1日から人事評価制度を導入しているが、昇給への勤務成績の反映については、行っていません。
現在、検討を行っています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

みやこ町	福岡県	国
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,434千円	1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,526千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成24年4月1日から人事評価制度を導入しているが、勤務成績への反映は行っていない。
現在、検討を行っています。

(2) 退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

みやこ町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例加算 2%～20% 加算			定年前早期退職特例措置 2%～45% 加算		
1人当たり平均支給額 21,601,678円					

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 25 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 25 年度決算）			569 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 25 年度決算）			569,904 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師	11%	1 人	15%
福岡市	4.75%	0 人	10%

(4) 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 25 年度決算）		24 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 25 年度決算）		24,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 25 年度）		0.5%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成 25 年度 決算）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業 に従事する職員 の特殊勤務手当	感染所防疫作業に従 事する職	感染所防疫作業及 び予防作業	—	ベスト、コレラ、痘瘡の防疫 作業 1 日 1,500 円 ベスト、コレラ、痘瘡を除く 法定感染症の防疫作業 1 日 1,000 円 その他感染防疫及び予防作 業 1 日 500 円
行旅病人及び行 旅死亡人取扱法 により従事する 職員の特殊勤務 手当	行旅病人及び行旅死 亡人取扱法第 2 条及 び第 8 条の規定によ り従事する職員	行旅病人の救護及 び行旅死亡人の死 体の処理業務	—	行旅病人 1 件 1,000 円 行旅死亡人 1 件 1,500 円
へき地診療所の 業務に従事する 職員の特殊勤務 手当	みやこ町へき地診療 所に勤務する医師	エックス線その他 放射線を人体に照 射業務	24,000 円	1 箇月 2,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	40,552千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成25年度決算）	231千円
支給実績（平成24年度決算）	27,551千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成24年度決算）	153千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成24・25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成25年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成25年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 <ul style="list-style-type: none"> ・1人につき 6,500円 ・1人（配偶者なし） 11,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,000円	同 無	26,665千円	253,952円
住居手当	ア) 自らが居住するための住宅を借り受け現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃－23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円 	同 無	10,662千円	313,588円
通勤手当	ア) 通勤のための交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額 イ) 通勤のための自動車等の使用等を	同 無	9,545千円	58,919円

	常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること				
	5km未満	2,000円			
	5～10km	4,100円			
	10～15km	6,500円			
	15～20km	8,900円			
	20～25km	11,300円			
	25～30km	13,700円			
	30～35km	16,100円			
	35～40km	18,500円			
	40～45km	20,900円			
	45～50km	21,800円			
	50～55km	22,700円			
	55～60km	23,600円			
	60km	24,500円			
管理職手当	職名	支給割合	異	支給率	
	課長・局長	11/100			
	参事	10/100			
	課長補佐・保育所長	9/100			
				18,472千円	493,210円
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給される		同	無	—
管理職特別手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき4,000円 6時間を越える場合は、勤務1回につき6,000円		同	無	—

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	786,000円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 904,000円 / 383,500円	
	副 市 町 村 長	620,000円 (円)	750,000円 / 478,800円	
報 酬	議 長	328,000円 (円)	486,500円 / 227,000円	
	副 議 長	273,000円 (円)	419,300円 / 182,000円	
	議 員	246,000円 (円)	390,000円 / 157,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(平成25年度支給割合) 2.60月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成25年度支給割合) 2.60月分		

退職手当	市区町村長	(算定方式) 786,000円×在職年数×510/100	(1期の手当額) 16,034,000円	(支給時期) 任期毎
	副市町村長	620,000円×在職年数×300/100	16,034,000円	任期毎
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

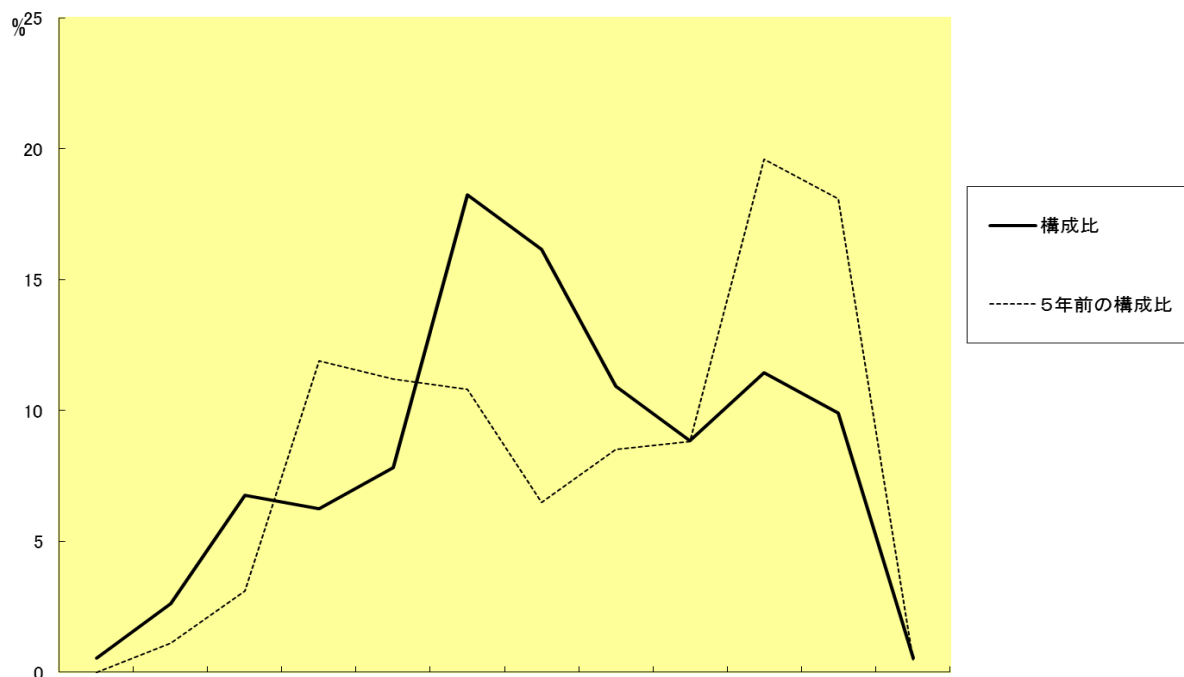
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	58	56	▲2	退職者による減
		税務	19	18	▲1	退職者による減
		民生	27	23	▲4	退職者による減
		衛生	15	13	▲2	退職者による減
		農林水産	11	12	1	人員の補充
		商工	2	2	0	
		土木	18	17	▲1	退職者による減
	計	153	144	▲9	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.83人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 51.20人)	
		教育部門	23	24	1	人員の補充
	小計	176	168	▲8	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.14人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.04人)	
公営企業部門等	水道	5	5	0		
	下水道	6	6	0		
	その他	14	13	▲1	退職者による減	
	公営企業等会計部門計	25	24	▲1		
総合計		201 [249]	192 [249]	▲9 [249]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	5人	13人	12人	15人	35人	31人	21人	17人	22人	19人	1人	192人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	183	170	167	160	153	144	▲39(▲21.3%)
教育	31	23	22	21	23	24	▲7(▲22.6%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	214	193	189	181	176	168	▲46(▲21.5%)
公営企業等会計計	24	25	24	25	25	24	0(0%)
総合計	238	218	213	206	201	192	▲46(▲19.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成 25年度	千円 296,236	千円 12,247	千円 20,666	% 6.98	% 11.48

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25年度	人 5	千円 20,666	千円 2,566	千円 7,302	千円 20,666	千円 4,133	千円 6,122

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

6級55歳以上の者については、1.5%の給料カットを実施。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
みやこ町	44.2歳	331,300円	379,903円
団体平均	45歳	342,822円	509,358円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

みやこ町	みやこ町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（25年度） 1,460千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,434千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	684千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	137千円
支給実績（24年度決算）	1,034千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	207千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（24・25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

ウ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 13,000円 ・ 配偶者以外 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人につき 6,500円 ・ 1人（配偶者なし） <p style="text-align: right;">11,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 <p style="text-align: right;">5,000円</p>	同	無	1,158千円	231円
住居手当	<p>ア) 自らが居住するための住宅を借り受け現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃23,000円以下 <p style="text-align: right;">家賃額－12,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃23,000円を超え55,000円未満 <p style="text-align: right;">(家賃－23,000円)×1/2+11,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃55,000円以上 <p style="text-align: right;">27,000円</p>	同	無	—	—
通勤手当	<p>ア) 通勤のための交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>運賃相当額が55,000円以下について</p>	同	無	336千円	168円

	ては運賃相当額 イ) 通勤のための自動車等の使用等を 常例とすること、徒歩により通勤するも のとした場合の通勤距離が片道2km以 上であること 5km未満 2,000円 5～10km 4,100円 10～15km 6,500円 15～20km 8,900円 20～25km 11,300円 25～30km 13,700円 30～35km 16,100円 35～40km 18,500円 40～45km 20,900円 45～50km 21,800円 50～55km 22,700円 55～60km 23,600円 60km 24,500円				
管理職手当	職名 支給割合 課長・局長 11/100 参事 10/100 課長補佐・保育所長 9/100	同	無	980千円	980円
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中に勤務 することを命ぜられた職員に対して支給さ れる	同	無	—	—
管理職 特別手当	管理職手当を支給される職員が、臨時 又は緊急の必要その他の公務の運営の 必要により勤務を要しない日又は休日等 に勤務した場合 勤務1回につき4,000 円 6時間を越える場合は、勤務1回につき6 ,000円	同	無	—	—